

世田谷目黒農業協同組合と東京農業大学との包括連携協定書

世田谷目黒農業協同組合（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域活性化や地域の発展並びに人材の育成のため、産業振興、地域づくり等の分野において相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 都市農地の保全に向けた連携
- (2) 都市農業の活性化と地域振興に関する連携
- (3) 学生の食農教育及び人材育成に関する連携
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期限満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

以上、この協定締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成28年5月11日

甲 東京都世田谷区桜新町二丁目8番1号
世田谷目黒農業協同組合
経営役員会会長

飯田勝弘



乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号
東京農業大学
学長

高野克己

